

「年末年始無災害運動」実施要綱

(令和元年12月1日～令和2年1月31日)



栃木労働局

1 趣旨

栃木県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、平成30年は過去10年間で最多となる1,930人を数え、14人もの尊い生命が失われた。

令和元年においては、10月末現在で、1,430人と昨年同時期よりも35人増加し、うち死亡災害による被災者数は13人を数え、11月20日現在その数は14人に上り、10月中旬以降わずか1か月の間に5件発生と急増し、昨年の発生数と同数になるなど、由々しき事態となっている。

昨年の死亡災害は、半数以上が道路上の交通事故であったが、本年は、機械・装置等による挟まれ、巻き込まれ、フォークリフト等の運搬機械の横転による下敷きや地盤の崩壊に伴う転落、挟まれ、階段やトラックからの墜落、転落等の、いわゆる作業事故によるものが12件と大半を占めている。

これから年末年始を中心にあわただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒、交通事故等の危険が増し、さらなる労働災害の増加、とりわけ死亡災害や重度の障害が残る重篤な災害、一度に複数の労働者が被災する重大災害の発生が懸念されることから、死亡災害はもちろんのこと、これ以上の死傷災害を発生させないとの強い決意とともに、具体的な労働災害防止の一層の強化が求められる。

これら状況を踏まえ、栃木労働局及び管下労働基準監督署が主唱し、年末年始における労働災害の防止とりわけ死亡災害の撲滅を目的とした「**年末年始無災害運動**」を各労働災害防止団体等とともに実施する。

2 当局実施期間

令和元年12月1日から令和2年1月31日まで

3 運動スローガン

『令和最初の年末年始 安全健康 心に誓う』

(中央労働災害防止協会 第49回 年末年始無災害運動スローガン)

4 災害防止の重点事項

- (1) 急増中にある死亡労働災害の撲滅
- (2) 機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の撲滅
- (3) フォークリフト等の荷役運搬機械による災害の撲滅
- (4) 高所作業における「墜落, 転落」災害の撲滅
- (5) 転倒災害の撲滅

5 栃木労働局の実施事項

- (1) 災害防止団体等に対する啓発、広報の実施
- (2) 重点事項に係る指導啓発用チラシの作成・配布、広報の実施
- (3) 本運動及び死亡災害急増に係る報道機関への広報の実施
- (4) 各種会合等における周知徹底
- (5) 栃木労働局ホームページによる周知

6 各労働基準監督署の実施事項

- (1) 管内の実情に合った無災害運動の展開
- (2) 建設業に対する監督指導等の実施
- (3) 各種会報・機関紙等への掲載依頼
- (4) 各種会合・説明会等における本運動の趣旨の徹底
- (5) その他各署独自の推進運動

7 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる「安全衛生方針」の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
 < 現場力の向上と、若年者層に対する危険認識のための教育の推進 >
- (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (5) はさまれ・巻き込まれ、墜落・転落、転倒災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (6) フォークリフトをはじめとする車両系荷役運搬機械による安全かつ適正な作業の徹底
- (7) フルハーネス型墜落制止用器具を含めた安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
- (8) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (9) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (10) 交通労働災害防止対策の推進
- (11) 安全衛生パトロールの実施

- (12) 年末時期の大掃除等を契機とした5 Sの徹底
- (13) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (14) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (15) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (16) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (17) インフルエンザ等の感染予防対策の徹底
- (18) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (19) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (20) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施